

第 1389 回 (5 月 10 日)

**80 年代の西独農政の基調——農民
的家族経営を中心として——**

高 山 隆 子

80 年代の EC 農業は主要穀物も含め、一般的な農産物過剰に直面し、財政逼迫、貿易摩擦等が深刻となり、1984 年議長国西独のイニシアチブのもとに、価格の引き下げ、生産調整、生産者共同責任課徴金制の導入・強化、MCA（グリーンレートによる農業国境調整金）の縮小等を内容とする市場志向的・生産抑制的農政改革が合意され、その後もこのラインにしたがって進められ、農業所得維持機能の限界が明白となった。このような EC の農政改革は西独連邦農林省の推計では、当時の西独農業者の所得が 20% 低下する等経営規模が小さく生産性の低い西独の農業者にとって厳しいものであった。また、政治的面では農民票を基礎とする CDU/CSU と FDP の連合政権への転換、環境問題を重視する緑の党が躍進した。これに対応し、80 年代の西独連邦農政は転換している。

この背景となる農業構造の変化、農政の重点の内容、農業社会保障政策及び農業構造政策を中心にその特徴を抽出し、農業・農業政策に対する各界の意見を取りまとめ、報告した。

農業構造の変化で注目されるのは経営数の減少が著しいことと規模別にみると大規模層では経営数が増大し、小規模層では経営数は減少していることである。その場合減少する経営規模は 35 ha 未満層にまで上昇している。また、農業所得についてみると、農工間格差が拡大し、EC の他の加盟国の所得と比較しても恵まれていない。

農政転換の特徴は、70 年代の選別政策から農民的家族経営の重視の政策への転換、連邦農業予算の増大、生産に中立的な直接的所得保証政策の強化、ハンデキャップ地域（条

件不利地域）対策の拡大、環境維持の重視であり、総じて社会政策・地域政策の強化による中小経営の保護にある。

このような政策転換が単に西独政府のみで決定されるのではなく、困難な交渉の末 EC 加盟国との合意を得、さらに OECD 等でも認められていくという国際的な関連を明らかにした。家族的農業経営の維持については、農産物過剰に対する形態として重視されているが、同時に農村社会・農村環境維持の観点からも重視され、このような農業政策の動向が一般市民から好意的に受け取られていたことが注目される。

以上のように農民的家族経営が現在の西独農業政策に期待される役割と意義を検討し、報告した。

第 1390 回 (5 月 17 日)

現段階における有益費問題

島 本 富 夫

1. 有益費問題の今日の背景

改良投資の残存価値の回収＝有益費償還請求権は、本来的には用益権の確立強化の内容を構成する主要な要素である。

わが国の場合、構造政策、農地流動化施策の推進のための農地制度上の賃貸借規制の緩和の中で、離作料禁止措置との関連で有益費問題が行政上の課題として議論される。いわば「耕作権」の弱体化の中で有益費が追求されるといった特殊性を持つ。

2. 有益費の法律構成

有益費は、法律構成上は、不当利得法理にもとづく占有者の費用償還請求権として構成される。もちろん、有益費規定は、任意規定であるところから、有益費の額（費シタル金額か増価額）、有益費の範囲、土地改良投資と有益費償還義務等に関し、予め合意、同意にもとづく処理が可能とされるし、そのような対応が实际的でもあると考えられる。